

○島根県建築審査会条例

昭和 25 年 12 月 25 日

島根県条例第 45 号

島根県建築審査会条例をここに公布する。

島根県建築審査会条例

(この条例の目的)

第 1 条 この条例は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号以下「法」という。)第 83 条の規定に基づき、島根県建築審査会(以下「審査会」という。)の組織及び議事に関する事項を規定することを目的とする。

(昭 27 条例 44・一部改正)

(審査会の組織)

第 2 条 審査会は、委員 5 人をもって組織する。

(委員の任期)

第 2 条の 2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

(平 28 条例 32・追加)

(招集)

第 3 条 審査会は、会長が招集する。

2 会長は、緊急やむをえない場合を除き、開会の 3 日前までに、会議の日時、場所及び事件を示して、委員に招集を通知しなければならない。

3 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、審査会を招集しなければならない。

(1) 知事から法の規定による同意を求められたとき。

(2) 知事から法第 78 条第 1 項の規定による諮問を受けたとき、又は同条第 2 項の規定による建議をするとき。

(3) 法第 94 条第 1 項第 94 条第 1 項前段の規定による審査請求があったとき。

(4) 委員の総数の 2 分の 1 以上から審査会に附議する事件を示して招集の請求があったとき。

(昭 35 条例 42・昭 53 条例 18・平 28 条例 3・一部改正)

(議事)

第 4 条 会長は、会議の議長となる。

2 会議は、委員の総数の 2 分の 1 以上が出席しなければ開会することができない。

3 議事は、出席した委員の 2 分の 1 以上で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議録)

第 5 条 議長は、会議録を調製し、会議の概要を記載しなければならない。

2 会議録には議長及び議長が指名した委員 1 名が署名押印しなければならない。

(会議の公開)

第 6 条 会議は、公開とする。ただし、議長が特に必要があると認めるときは、審査会の議決を経て、非公開とすることができる。

(庶務)

第 7 条 審査会の庶務は、土木部において処理する。

(昭 27 条例 44・旧第 9 条繰上)

(審査会への委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。

(昭 27 条例 44・旧第 10 条繰上)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 27 年条例第 33 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 27 年 7 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 27 年条例第 44 号)抄

この条例は、公布の日から施行し、昭和 27 年 11 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 35 年条例第 42 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 53 年条例第 18 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年条例第 3 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)附則第 3 条の規定によりなお従前の例によるものとされた行政庁の処分又は不作為についての不服申立てについては、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年条例第 32 号)

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。